

## クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、宿泊施設の衛生環境の改善等を目的として、宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる態勢整備を行う宿泊事業者に対して、予算の定めるところにより、クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号。以下「交付要綱」という。）並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この実施要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館営業」、「ホテル営業」及び「簡易宿所営業」の許可を受けている施設とする。
- (2) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 県会計年度 毎年4月から翌年3月まで

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、宿泊施設の営業を行う事業者のうち次の各号の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業を実施すること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (3) 法人税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がない又は猶予されていること。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる態勢整備を行うために補助対象者が取り組む事業とする。

### (補助対象経費、補助率等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものとする。

2 補助率及び補助上限額については、別表1のとおりとする。

3 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次の各号に定めるところとする。但し、補助事業について、同時に「長崎県宿泊施設安

全・安心・快適化促進事業費補助金」(以下、「促進事業費補助金」という。)の交付を申請する場合は、第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 県が指定するアドバイザーの確認書
- (3) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- (5) 旅館業法における営業許可書の写し
- (6) 実施事業に係る見積書の写し等
- (7) 暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
- (8) 確約書(様式第4号)
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出できる時期は、別に定める。

3 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

4 知事は、議決日(令和2年5月1日)以降で交付決定の前までに行われた事業に要する経費についても、申請書に添付する事業計画書等の趣旨に合致することが確認でき、適正な経費と認められる場合には、補助対象とすることができる。

(交付申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知から15日を経過した日とする。

(補助事業の実施状況報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、県が別途報告を求めた際は、県がその都度において指定する方法(様式第6号)で、10日以内に報告するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき、あらかじめ申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費区分間の配分額の20パーセント以内の金額を変更しようとする場合で補助金額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

- 2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。
- 3 第1項の申請は、変更承認申請書(様式第7号)によるものとし、添付すべき書類は次の各号のとおりとする。但し、補助事業について、同時に促進事業費補助金の交付を申請する場合は、第3号の書類の添付を省略することができる。
  - (1) 変更補助事業計画書(様式第8号)
  - (2) 変更補助事業明細書(様式第9号)
  - (3) 実施事業に係る見積書の写し等

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第11号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、実績報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告時に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。但し、補助事業について、同時に促進事業費補助金の交付を申請する場合は、第4号の書類の添付を省略することができる。
  - (1) 補助事業実績報告書(様式第12号)
  - (2) 補助事業実績書(様式第13号)
  - (3) 補助事業収支精算書(様式第14号)
  - (4) 証拠帳票類の写し
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 実績報告を行う期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必

要に応じて現地の状況調査等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

- 第15条 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。
- 2 概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第17号）に出来高（見込）調書（様式第18号）、その他知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

#### （仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第19号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額）の返還を命じる。

#### （補助金の経理）

- 第17条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （財産の管理）

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後も、取得財産等管理台帳（様式第20号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。但し、補助事業について、同時に促進事業費補助金の交付を申請する場合は、同補助金交付要綱の規定に基づき作成する取得財産管理台帳をもってこれに代えることができるものとする。

#### （財産の処分の制限）

- 第19条 補助事業者は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について、次の各号に定める期間内に補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、規則第20条の規定に基づき、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第21号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次の各号に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

- （1）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐

用年数に相当する期間

(2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている耐用年数に相当する期間

2 前項の規定は、やむを得ない事情により当該財産の用途を廃止する場合にも適用する。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第20条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(成果の発表)

第21条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年度の補正予算に係る補助事業から適用する。

2 この要綱は、令和2年9月29日から適用する

別表 1 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象事業の内容	補助対象経費		補助率	補助金額 の範囲
	対象経費	内容		
宿泊者が衛生的で快適に 過ごすことができる態勢 整備を行うために補助対 象者が取り組む事業	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生態勢等改善のための物品・備品購入に要す る経費</li> <li>・その他知事が必要と認める備品購入に要する経 費</li> </ul>	15/100 以内	166 千円 以内